

るぴなす便り

平成 24 年 12 月 21 日発行 第 16 号

発行

(広域相談支援体制整備事業)(通称:るぴなす)
 社会福祉法人北海道社会福祉事業団
 胆振圏域障がい者総合相談支援センター
 〒052-0014 伊達市舟岡町 334 番地 9
 電話・FAX 0142 - 22 - 3200

「障害者虐待防止法」が施行されました。

10月1日より「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。法律の目的として**障害者の尊厳(基本的人権)を守り、障害者の自立及び社会参加を推進するための虐待を防止することと虐待のない(を発生させないような)環境づくり**を目指す事になっています。

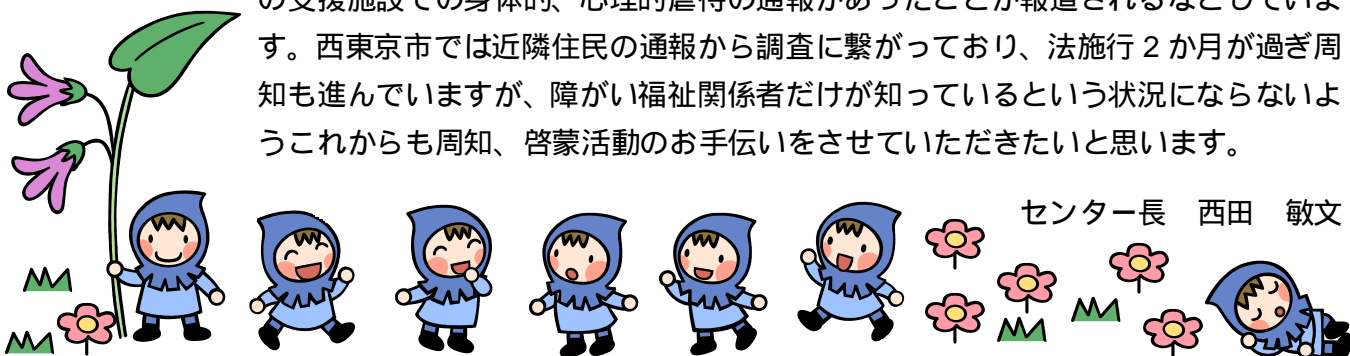
内容としては、家庭(養護者)、就労先(使用者)、福祉現場(福祉施設従事者等)における障害者虐待を対象とし、関係各所は早期発見、対応に勤めること。虐待の中身として身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、ネグレクト、経済的虐待の5類型に分類していることなどがあげられます。また、国民の責務として「何人も、障害者に対し虐待をしてはならない」と規定されています。

法律のポイントとしては更に「虐待を発見した人は速やかに通報する」「市町村は虐待防止センターを設置し通報の受付をするとともに、安全確認や事実確認、必要とされる対応を取ること」「学校・保育所・医療機関などについては、自主的な虐待防止の措置をするものとされていることなどがありますが、単に虐待に対し罰を持って臨むのではなく、「障がいのある人の養護者に対する負担軽減を通じた虐待防止」も含まれており相談対応などを行う事で、虐待が起きない環境作りも目指されています。

福祉現場ではこれまでも、虐待防止や権利擁護に向けた取り組みがなされてきました。私が勤めていた知的障害者の支援施設でも、人権尊重委員会が組織され、施設内に手作りの人権尊重に関する啓発ポスターが貼り出されていたり、権利尊重の指針など配布されたことを憶えています。虐待防止や権利擁護に向け普段から人権意識を高め、丁寧な支援を心掛けるよう教えられてきました。また、全国的にも日本知的障害者福祉協会の「知的障がいのある方を支援するための行動規範」「人権侵害0の誓い」等で虐待防止と権利擁護に向けた意識啓発が行われています。このような活動があるにも関わらず毎年のように、虐待の事案は発生しています。発生の原因については「障がいに対する無理解」「支援者の精神的な疲れ」「介護、支援方法の知識不足」などがあげられています。これらの解決については、虐待防止に関わる理解を福祉関係者・当事者だけでなく地域ぐるみで周知・啓蒙し、みんなで支える仕組みづくりを考えて行く必要があります。(養護者、使用者でも同じことがいえます)

障害者虐待防止法施行直後に千葉県ではグループホームでの身体的虐待、西東京市では知的障害者の支援施設での身体的、心理的虐待の通報があったことが報道されるなどしています。西東京市では近隣住民の通報から調査に繋がっており、法施行2か月が過ぎ周知も進んでいますが、障がい福祉関係者だけが知っているという状況にならないようこれからも周知、啓蒙活動のお手伝いをさせていただきたいと思えます。

センター長 西田 敏文





「平成 24 年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」 を受講しました。【国研修】

さる7月9～11日、3日間の日程で国研修である「平成24年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」を受講してきました。障害福祉サービス事業所等従事者コース、同管理者コース、相談窓口職員コースと分野別に分かれた研修で、共通研修では「障害者虐待防止マニュアルの理解」、「障害者虐待の現場から」、「障害者虐待防止・対応に関わる法の理解」、「障害者虐待と権利擁護」、「研修プログラムの構築に向けて」について受講してきました。座学、グループワークともに充実した内容で、瘦せる思いで挑んだ3日間でした。戻ってきてからは記録と記憶をフルに活用して、機会をいただける度に研修の内容をお伝えさせていただいております。

これまでに障害者支援施設の内部研修や、同じく障害者支援施設の家族の会研修、地域自立支援協議会、当事者の会（知的）、胆振圏域の地域づくり員会、集団指導！？等でお話させていただきましたが、関心の高さの表れなのか他にさせていただいているお話（地域移行や制度理解）に比べ、参加されている方の目の輝きが違うような気がします。また、サービス提供事業所の方は、いざ個別対応となった場合の対応や予防的対応の整備について、地域自立支援協議会委員の方は、当該市町の虐待防止に係る整備状況についてと、関心のポイントはやはりあり違うということが今さらながらに実感できました。また当事者研修会では、虐待の類型を説明している際に「昔そういうことされたわ」と話す方がいて、虐待の記憶はいつまでも残ることも実感しました。

虐待防止のポイントとしては「未然に防ぐアプローチ」「早期発見・早期対応」「安全確保」「自己決定及び養護者への支援」「関係機関における連携体制」があげられますが、中でも「未然に防ぐアプローチ」が重要と感じています。未然に防ぐためには、研修会や学習会で障害者虐待防止について周知、啓蒙してゆくことが大事になってきます。より参加しやすい形として出前講座（無料）での研修会、学習会実施のお手伝いもしております。ご検討いただければ幸いです。

「平成 24 年度第 2 回障がい者虐待防止・権利擁護研修会」 （道南会場）が開催されました。【北海道主催】

北海道が主催する「障害者虐待防止法」の施行に伴う、障がい者虐待の防止及び虐待が発生した際の早期発見、迅速かつ適切な対応を行うために、地域における必要な対応等の向上を図ることを目的とした研修会。1回目は8月31日に市町村、相談支援事業所を対象に札幌で開催されましたが、2回目は障害福祉サービス事業所も参加範囲に加え、道内4か所で実施されました。うち一つは11月16日に全日本手をつなぐ育成会編集委員「又村あおい氏」、特定非営利活動法人わーかーびいー理事長「松坂優氏」を講師に伊達で開催されました。

るびなすも会場準備のお手伝いをしながら、参加させていただきましたが、具体的な事例を通しての対応の流れや、押さえておくべきポイントなど、今知りたいことがコンパクトにまとめられており、有意義な4時間となりました。グループワークではいまさらながらですが、実際に会って情報交換することの大切さを実感しました。



午後の部



午前の部



「平成 24 年度胆振圏域障がい福祉基礎講座」を開催しました。

当センターでは、今年度より「支援者の資質向上と連携強化」を目的とした「障がい福祉基礎講座（以下、講座と表記。）」を開催しました。

この講座は、受託事業である「広域相談支援体制整備事業」の業務内容の一つとなる「圏域内の相談支援体制の充実（相談支援従事者のスキルアップのために必要な地域研修の実施）」に向けた取組みとして、相談支援や障がい福祉の関係者を対象として開講しました。

そして、講師は各分野の専門の方をお招きして行う「特別講座」と、るびなす（地域づくりコーディネーター）が行う「基礎講座」と、二つの形態としました。

また、既に同様の講座を実施している他の圏域センターからは、開講への助言や講師紹介など手厚いご協力をしていただきました。

状況としては、11 の講座を 17 会場で開講し、受講者数は延べ 390 名となり、この講座を計画する際に目標とした「10 講座」を達成することができました。工夫点としては、基礎講座では情報交換を目的としたグループワークを行ったことや一部の特別講座では同一の講座を 2 回行い受講者の参加促進を図りました。

講座のテーマは、当センターの業務を通して地域で求められていると考えられる内容（サービス等利用計画、地域自立支援協議会、発達障がい支援）や基礎的な内容（障害者自立支援法、障害者虐待防止法）とし、できるだけ“わかりやすい講座”となるように心掛けました。（講座の詳細は下表のとおりです。）

講座の中には、胆振を担当する圏域の一つとしている“北海道発達障害者支援センターあおいそら”と協働し、「自閉症講座 室蘭会場」も実施しました。この自閉症講座は、以前からあおいそらの事務所がある函館で開催されていますが、好評だった講座の一つとなりました。

講座を通して、受講者と講師の方にご迷惑をおかけすることもありましたが、「参考になった」、「グループワークが良かった」等の感想があり、全体としては概ね良好だったと思います。

以上のことをふまえ、来年度も“楽しく・わかりやすく・地域の支援体制の向上に寄与する”講座や研修会を開催するために、その準備を進めていきたいと思ひます。

さいごになりましたが、お力をお貸しいただいた講師や関係機関の皆さま、受講して頂いた皆さまに厚くお礼申し上げます。

（当センターが講師となる「基礎講座」については、出前講座（無料）も可能です。）

特別講座（7 講座、13 開催、延べ 325 名受講）

講座NO	講座名	受講者数
特別1	自閉症講座（基礎コース） 全4回	延124名（@33）
特別1 2	発達障がいを知ろう	17名
特別2	地域の相談支援を考える 2回	32名
特別3	地域自立支援協議会を考える 2回	55名
特別4	療育手帳取得への支援を知ろう	29名
特別5	障害者雇用の制度を知ろう 2回	52名
特別6	災害時の対応について考える	16名



自閉症講座



グループワーク

基礎講座（4 講座、4 開催、延べ 65 名受講）

講座	講座名	受講者数
基礎7	制度を知ろうpart1（関連制度について+障害者自立支援法の概要+グループワーク）	13名
基礎8	制度を知ろうpart2（障害者虐待防止法+北海道障がい者条例+グループワーク）	10名
基礎9	相談支援フォローアップ part1（サービス等利用計画+グループワーク（事例検討））	24名
基礎10	相談支援フォローアップ part2 相談支援機能の役割+障害基礎年金の概要+グループワーク）	18名

「相談支援の充実」について

平成24年4月より、障害者自立支援法の一部改正（整備法）に伴い、相談支援の充実等が図られました。具体的には“支給決定のプロセスの見直し”と“相談支援体制の強化”で概要は次のとおりです。

相談支援体制の強化

- ・地域移行支援・地域定着支援の個別給付化 【法第五十一条の五から一二及び一四関係】（地域相談支援）
- ・基幹相談支援センターの設置 【法第七十七条の二関係】
- ・「自立支援協議会」の法定化 【法第八十九条の二関係】

支給決定のプロセスの見直し

- ・サービス等利用計画案を勘案 【法第二十二条第四項から第六項関係】

サービス等利用計画作成の対象者を大幅に拡大

- ・計画相談支援の対象が原則として障害福祉サービスを申請した障がい者等

【法第五条の一七関係】（計画相談支援）、【児童福祉法第二十四条の二十六関係】（障害児相談支援）

その他、相談支援関係（事業者指定事務）の指定権者が一部変更となりました。

H24/3まで 指定相談支援事業者・・・北海道

H24/4から 【法第五十一条の十九及び二十、児童福祉法第二十四条の二十八関係】

- ・指定“一般”相談支援事業者・・・北海道
- ・指定“特定”・“障害児”相談支援事業者・・・市町村

当センターの指定状況は次のとおりです。

	指定相談支援 (H24/3 まで)	一般相談支援 (地域移行・地域定着)	特定相談支援	障害児相談支援
事業所番号	0133700229			0173701293
指定年月日	H18/10/1	(みなし指定)	H24/4/1	
<p>住所（所在地）、電話・FAX、メール等の変更は有りません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開設時間：月曜日～金曜日 8：30～17：00（休み：土日・祝日・年末年始） ・対象地域：胆振圏域（室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町、むかわ町） ・対象者：特定無し（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児） 				

研修会のおしらせ

「まちづくりキャラバン in 奈井江」が開催されます。

まちづくりキャラバン実行委員会（地域づくりコーディネーター）が主催する研修会が開催されます。

内容は、【午前の部】報告&トーク「まちづくりを考える」
【午後の部】皆で語ろう“暮らしやすいまちづくりを考える”となっています。

多くのご参加をお待ちしております。

日時 平成 25 年 1 月 26 日（土） 10：00～15：00

場所 奈井江町公民館 1 階大ホール（奈井江町）

定員 【午前の部】 200 名【午後の部】 80 名

費用 無料

（詳しくは、当センターのホームページをご確認願います。）

あ と が き

今年は、障害者自立支援法の改正や障害者虐待防止法の施行といった制度に変化がありました。

るびなすも“障がい福祉基礎講座”の実施など少し変化がありました。

変化とは「ある状態や性質などが他の状態や性質に変わること」となっています。

“良い変化”が一つでも多く増えるように取組みたいと思います。

(い)